

「利用と規制の一体化」「原子カムの支配」「国民の信頼の失墜」を招く 原子力規制委員会人事 総理任命の閣議決定に抗議しよう



11日、政府は、原子力規制委員会を19日付で発足させ、同日付で委員長として、田中俊一・高度情報科学技術研究機構顧問（元日本原子力研究所副理事長）を、委員として、更田豊志・日本原子力研究開発機構原子力基礎工学研究部門副部門長ら4人を、国会の同意なしに、総理が任命することを閣議決定しました。私たちは、この決定は、市民や国会を無視した暴挙であり、福島を踏みしめ、福島原発事故の教訓から何も学ばないものとして、強く抗議します。

この「総理任命」は、原子力規制委員会設置法に基づくとされていますが、法の濫用に他なりません。人事案は1カ月も国会の議院運営委員会にかけられていました。しかし、政府は、国会議員の批判・質問に十分に答えることができず、本会議にかけることができませんでした。

原子力規制委員会設置法附則第2条第5項に基づく総理による委員の任命は、あくまでも「国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないとき」です。今回のような状況下で、この規定を適用すべきではありません。また、政府は、原子力緊急事態宣言が解除されるまで国会の同意を得なくてよいとする設置法附則第2条第6項をもって、秋の臨時国会で同意を求めないこともあり得るとしています。しかし、いったん国会にかけられたものである以上、この規定を適用することは許されません。

今回の人事案に対しては、多くの市民や弁護士、国会議員が下記の問題点を訴えてきました。人事案白紙撤回を求める延べ5万筆を超える市民の署名は、5回にわたり政府に提出されています。しかし、政府は納得のいく回答を全く行っていません。

「利用と規制の分離」「原子カムの影響の排除」「国民の信頼の回復」の原子力規制委員会設置法の趣旨を踏みにじるもの。それどころか、原子力事業者の委員への任命は、設置法第7条第7項、7月3日付政府ガイドライン違反。

無責任な原子力推進行政に加担してきた田中俊一氏などを抜擢。

田中俊一氏は、自主的避難者への賠償に反対し、低線量被ばくのリスクを過小評価してきた。

地元の国会議員に働きかけ、「国会を無視するな」との声を強めよう

これらの問題点を一段と強く訴え、19日の総理任命を行わないよう求めていきましょう。また、たとえ総理が任命したとしても、国会の事後承認が得られないときは、総理は委員を罷免しなければなりません。地元選出の国会議員に対して、国会無視の閣議決定に抗議すること、人事を承認しないこと、原子力緊急事態宣言が出されていることをもって国会の承認を求めないでよいとする政府の動きに反対することを求めていきましょう（野田総理等への抗議連絡先、国会議員の検索はウラ面を参照して下さい）。

★野田内閣に抗議を！地元の国会議員に働きかけを！

野田佳彦首相 地元 TEL 047-496-1110 / 議員会館 TEL 03-3508-7141 FAX 03-3508-3441

細野豪志原発担当相

地元 (静岡県三島市) TEL 055-991-1269 FAX 055-991-1270

(静岡県富士市) TEL 0545-55-5411 FAX 0545-55-5412

議員会館 TEL 03-3508-7116 FAX 03-3508-3416

国会議員の検索は <http://seiji.yahoo.co.jp/giin/>

53名の国会議員が連名し、9月7日に提出された、総理任命に反対する要望書はこちら
http://hinan-kenri.cocolog-nifty.com/blog/files/final_giin_jinji_yosei.pdf (「避難の権利」ブログ)

<報告> 9月5日 **関電相手** 大飯3・4号運転差し止め仮処分裁判 第5回審尋
裁判所が5点の求釈明事項を示し、制御棒挿入問題で関電に明確な回答を求める

9月5日(水)11時より、大飯3・4号運転差し止め仮処分裁判第5回審尋が、大阪地裁560号法廷にて行われました。以下、原告団事務局の第5回審尋報告より一部紹介します。

本来なら8月の第4回審尋で結審すべきところ、裁判長の質問にまともに答えようとしない(そして答えられない)関電弁護団によって、第5回審尋が設定されるに至ったのです。

こうした経緯から、今回こそ結審を迎えるはずだという当然の期待はまたも裏切られ、審尋に先立ち8月31日付で関電側から提出された主張書面は論旨不明。たまりかねたのであろう裁判長が、この日、関電側に対して5点にわたって回答を求め、根拠を示すよう促す求釈明を文書で示すに至りました。(中略)

釈明のために、さらに1ヶ月以上必要だという関電弁護団に、裁判長は「これまで求めてきたことで、あらたに準備しなければならない内容ではない」とくぎを刺しました。

(詳しい報告は以下の仮処分裁判のページに掲載しています。「美浜の会」で検索してください)

http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/shinjin5_rep20120905.pdf

10月10日(水)第6回審尋に集まろう

集 合 15:00 大阪地方裁判所 正面玄関

アピール行動 15:20~約30分間 プラカード、横断幕等ご持参ください。

原告以外の方もたくさん集まって、再稼働反対の意気を裁判所に示しましょう。

審 尋 16:00~ (傍聴は原告5名に限られています)

審尋終了後、報告を行います。

10月19日 **国相手** 大飯3・4号運転停止裁判 第2回法廷にも集まろう

10月19日(金)11:30~ 第2回法廷(11:00 大阪地裁202号法廷(大法廷)前集合)

国相手に大飯3・4号の運転停止を求める本裁判です。こちらは原告と支援者の傍聴も可能です。大法廷を埋め尽くしましょう。

グリーン・アクション info@greenaction-japan.org

京都市左京区田中関田町22-75-103 TEL 075-701-7223 FAX 075-702-1952

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会(美浜の会) mihama@jca.apc.org

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

2012.9.14